

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域型保育事業等の卒園児のうち、市内幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）に入園し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第10号に基づく幼稚園型一時預かり事業を利用した場合に、当該保護者が支払うべき費用の一部を補助することについて、必要となる事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、「地域型保育事業」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (2) 児福法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (3) 児福法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する子どもがいる者とする。

- (1) 市内の地域型保育事業（事業所内保育事業の従業員枠を除く）又は、児福法第39条第1項に規定する保育所（2歳児までの受入施設に限る）（以下「地域型保育事業等」という。）を卒園すること。
- (2) 地域型保育事業等を卒園後の最初の4月1日時点で、法第30条の4第2項に規定する認定を受けること。
- (3) 地域型保育事業等を卒園後の最初の4月1日時点で、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施要綱に定める、川崎市幼稚園型一時預かり事業を実施している幼稚園等に入園すること。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は前条で規定する子どもが小学校に就学するまでの期間とするが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その時点から補助の対象外とする。

- (1) 前条第2号に規定する認定が終了したとき。
- (2) 前条第3号に規定する幼稚園等を退園し、市外幼稚園、市外認定こども園又は川崎市幼稚園型一時預かり事業を実施していない幼稚園等に入園したとき。

(補助金額の算定)

第5条 補助対象額の算定にあたっては、前条に規定する補助対象者が現に支出した特定子ども・子育て支援に要した費用から、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条の6第2項第2号及び第3号の定めによる施設等利用費を控除したものとす。

2 補助金額は、子ども1人当たり月額5,000円又は前項の規定で算出する補助対象額のうち、いずれか少ない額とする。

（認定の申請）

第6条 補助金の交付対象者となる認定を受けようとする者は、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付認定申請書（第1号様式）を子どもが在園する幼稚園等に提出する。

2 幼稚園等は、前項により提出された書類を取りまとめ、市長が指定する日までに、市長に提出する。

（認定の決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付対象者の可否を決定し、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付請求書（第3号様式）に子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の19第2項に定める書類を添付して子どもが在園する幼稚園等に提出する。

2 幼稚園等は、前項により提出された書類を取りまとめ、市長が指定する日までに、市長に提出する。

（交付決定等）

第9条 市長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、交付する場合は補助金額を決定し、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付額等決定通知書（第4号様式）により請求者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付金額を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第10条 請求者は、交付決定のあった日から30日を経過した日又は交付決定があった

会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金実績報告書（第5号様式）（以下「実績報告書」という。）により、市長に報告しなければならない。ただし、第9条第1項に規定する交付決定を受けており、かつ対象子どもの保護者が対象施設等に対し費用を支払った後に交付申請を行い、交付の決定を受けている場合は実績報告書の提出があったものとみなすことができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査等により、当該報告に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき補助金の額を確定し、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金額確定通知書（第6号様式）（以下「確定通知書」という。）により、対象子どもの保護者に通知するものとする。ただし、前条ただし書きに該当する場合は、交付決定額をもって補助金の確定額とし、確定通知書による通知は省略するものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（調査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者又は対象となる施設に対して、関係資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要となる事項については、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(宛先)川崎市長

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付認定申請書

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を川崎市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために川崎市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 施設等利用給付認定保護者（施設等利用給付認定決定通知書に記載されている保護者名を記載してください）

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		現住所	電話:		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		認定番号 ※1			

※1 認定番号が不明の場合は空欄で構いません

3. 在籍する幼稚園・認定こども園について記入

フリガナ	
名称	

4. 卒園した市内の地域型保育事業等※2について記入

フリガナ	
名称	

※2 地域型保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)、認可保育所(2歳児までの受入施設に限る)のこと

年 第 月 号

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における
預かり保育料補助金交付(不交付)決定通知書

川崎市長 福田 紀彦

先に申請のありました川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付認定申請について、次のとおり決定しましたので、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	氏名	
	住所	
申請年月日		
決定事項		
有効期間		
<p>この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお有効期間については、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱第4条各号に該当すると認めるときは、その時点から補助の対象外となります。</p>		

(宛先)川崎市長

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付請求書

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の税務情報等の公簿、通園先が有する学齢簿、徴収金台帳等を川崎市が閲覧及び調査すること。
2. 申請内容や同意して得た情報を補助金受給資格審査、補助金額の算定、その他の附帯業務のために川崎市が利用すること。
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 施設等利用給付認定保護者（施設等利用給付認定決定通知書に記載されている保護者名を記載してください）

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		現住所	電話:		

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ		生年月日	年	月	日
氏名		認定番号 ※1			

※1 認定番号が不明の場合は空欄で構いません

3. 在籍する幼稚園・認定こども園について記入

フリガナ	
名称	

4. 卒園した市内の地域型保育事業等※2について記入

フリガナ	
名称	

※2 地域型保育事業等とは、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業(地域枠)、認可保育所(2歳児までの受入施設に限る)のこと

5. 償還払いの振込先を記入して下さい ※3

区分	<input type="checkbox"/> 継続
	<input type="checkbox"/> 新規

※3 前回の請求と同じ口座を希望する場合は「継続」にチェックして下さい。
(継続の場合、口座情報の記入及び通帳の写しの添付は不要です。)
可能な限り前回の請求と同じ口座としていただきますよう、御協力をお願いいたします。

金融機関名	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	支店	口座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義※3 (カタカナ)	

※4 1.で記載していただいた施設等利用給付認定保護者の口座に限ります。

通帳の写し(表紙の裏ページ等、上記全ての項目が確認できる部分)を添付してください。

<裏面も記入して下さい>

口座の名義と一致させてください

6. 在籍園の預かり保育事業の利用における預かり保育料補助の償還払い請求の内訳を記入

利用 年月	在籍園の預かり保育事業		請求額
	(a)	(b)	(c)
	園に支払った金額のうち 無償化対象分	施設等利用費 既請求額	(a) - (b) 無償化対象分のうち、自己負担額と 5,000円を比べて低い方の額
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

※1 上記で記載した金額を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と
特定子ども・子育て支援提供証明書を添付して下さい。

※2 月額上限額は5,000円となります。（c）がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入して下さい。

添付書類（提出前に御確認ください。）

◎ 振込先口座の通帳の写し（4に記載した全ての項目が確認できる部分）

◎ 預かり保育の利用に係る領収書・提供証明書（園から交付されたもの〔写し〕を添付）

様

年 第 月 号 日

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における
預かり保育料補助金交付額等決定通知書

川崎市長 福田 紀彦

先に申請のありました川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付請求について、次のとおり決定しましたので、川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

子ども	認定番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	氏名			
	住所			
請求年月日		決定年月日		
対象期間				
交付決定額		交付予定日		
支給口座	金融機関			
	支店			

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

年 月 日

(宛先)川崎市長

申請者 住所
氏名
連絡先

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における 預かり保育料補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金について、次のとおり川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱第10条の規定に基づき報告します。

子ども	認定番号	
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
保護者	氏名	
	住所	
対象期間		
交付額		

年 第 月 号
年 月 日

様

川崎市長

川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における
預かり保育料補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告がありました川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金の交付について、次のとおり補助金を支給することを川崎市幼稚園型一時預かり事業実施園における預かり保育料補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

子ども	認定番号			
	フリガナ			
	氏名			
	生年月日			
保護者	氏名			
	住所			
請求年月日		決定年月日		
対象期間				
交付決定額		交付予定日		
支給口座	金融機関			
	支店			

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。